

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	岡山市		
高校入試 担当部署名	岡山市教育委員会事務局学校教育部教職員課		
TEL	086-803-1563	FAX	086-803-1882
URL	https://www.city.okayama.jp/0000003960.html		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	山根(吉長)智恵(所属:山陽学園大学)
--------	---------------------

<全国一覽掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
×	○	×	○	—	—	—	—
	①定員内		①定員内		—		—

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ	
1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	703-8501 岡山市中区平井1-14-1 山陽学園大学総合人間学部 言語文化学科 教授 山根智恵 chie@sguc.ac.jp
2.多言語による関連情報	
3.その他	『子ども日本語学習支援ガイドブック』に進学情報(高等学校について)も載せています。pp.75-77) http://www.opief.or.jp/japanese/guidebook/

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		無	無
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無		×	×
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国・移住生徒入学者選抜	海外帰国・移住生徒入学者選抜
3-2.滞日年数制限		海外帰国生徒 (外国における在住期間が継続して2年以上で、 帰国後2年以内。) 海外移住生徒 (海外から移住後2年以内。)	海外帰国生徒 (外国における在住期間が継続して2年以上で、 帰国後2年以内。) 海外移住生徒 (海外から移住後2年以内。)
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		1校 / 全校 1校	1校 / 全校 1校
3-4.学校名		岡山後楽館高等学校	岡山後楽館高等学校
3-5.定員	①定員内(枠内)	若干名	若干名
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつそ の数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		×	×
3-7.試験内容		国語・数学・英語・作文	国語・数学・英語・作文
備考		受検者 0名 合格者 0名	受検者 0名 合格者 0名

II 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		—	—
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無		—	—
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		—	—
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその 数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		—	—
3-7.試験内容			
備考			

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	無
2.有の場合、その施策の内容	
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	無
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	無

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学校での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か	含む	
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか	×	